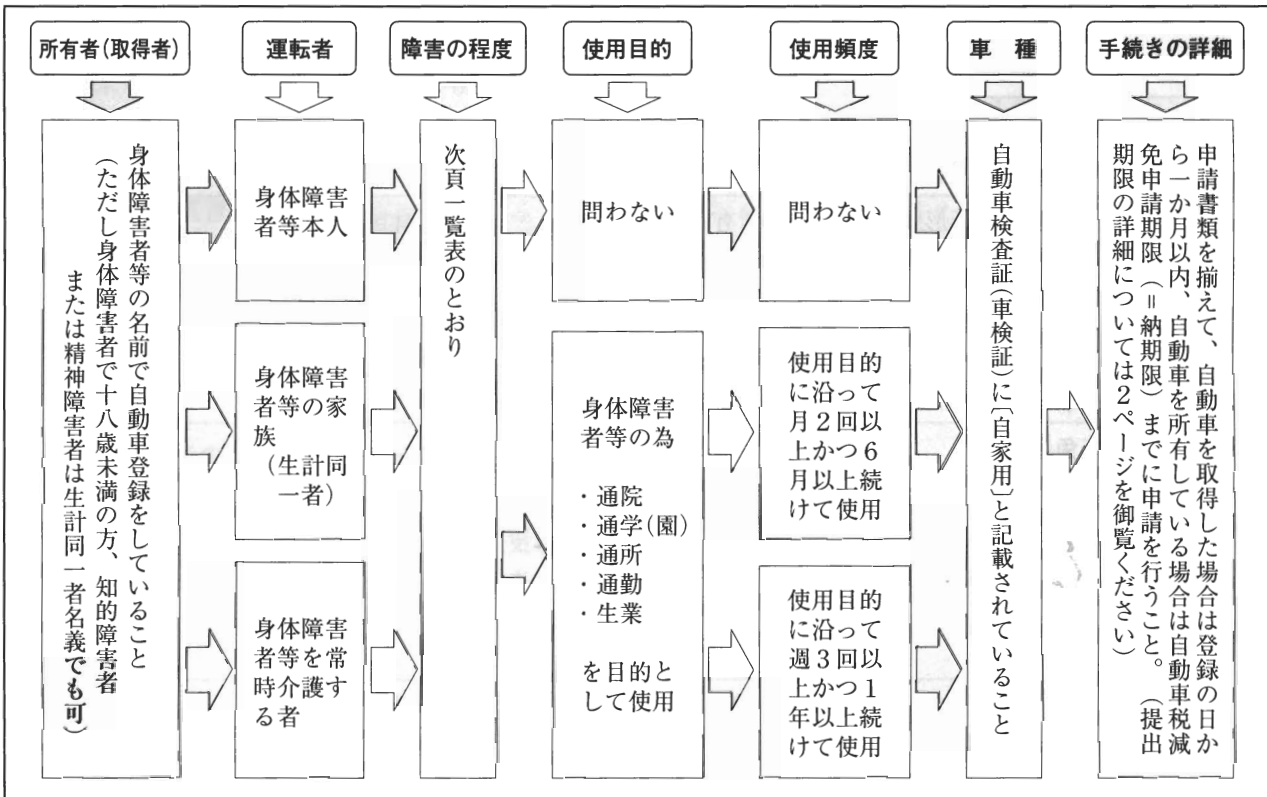


# 身体障害者等の方に対する 自動車税・自動車取得税の 減免について

## 減免を受けることができる範囲

福井県では、一定の要件に該当する身体障害者、戦傷病者、知的障害者および精神障害者の方（以下「身体障害者等」と省略します。）が日常生活を営む上で不可欠な自動車について、自動車税・自動車取得税の減免を実施しています。

### ◎ 減免を受けることができる方



## 福 井 県

**\*身体障害者等対象障害一覧表**

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者(常時介護者)運転
視覚障害	1級～4級	左に同じ
聴覚障害	2級および3級	左に同じ
平衡機能障害	3級	左に同じ
音声・言語、そしゃく機能の障害	3級	左に同じ
上肢不自由	1級および2級	左に同じ
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級および5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害	1級および3級	左に同じ
じん臓機能障害	1級および3級	左に同じ
呼吸器機能障害	1級および3級	左に同じ
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級および3級	左に同じ
小腸機能障害	1級および3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	左に同じ
肝臓機能障害	1級～3級	左に同じ

障害の区分	障害の級別
知的障害者	療育手帳の交付を受けている者で障害の程度(総合判定)が「A(重度)」と表示されているもの
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で自立支援医療の公費負担を受けており、かつ障害程度が「1級」のもの

\*戦傷病者の対象障害については、福井県税事務所または嶺南振興局税務部にお問い合わせください。

**申請に必要な書類**

必要書類等	所有・運転形態	所有者の形態		身体障害者等本人			身体障害者等の家族
		運転者の形態	本人	家族	介護者	家族	
ア 自動車税減額(免除)申請書			○	○	○	○	
イ 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか			○	○	○	○	
ウ 自動車運転免許証			○	○	○	○	
エ 自動車検査証			○	○	○	○	
オ 住民票謄本または家族全員の住民票等(身障者等と運転者の続柄を確認できるもの)				○		○	
カ 通院証明書・通学(通園・通所・通勤)証明書・民生委員の生業証明書のいずれか				○	○	○	
キ 生計同一者(注3参照)・常時介護者証明書				○	○	○	
ク 精神障害者の方は自立支援医療費(精神通院医療)受給者証(コピー可)			○	○	○	○	

- 注：1 ○印は必ず提出(提示)いただく書類を示します。  
 2 表中のア、カ、キについては福井県税事務所または嶺南振興局税務部に備えつけてありますので、御利用ください。  
 3 家族運転の場合、住民票等で障害者等と運転者の生計が一であると確認できる場合は生計同一証明書の添付は必要ありません。また生計同一者・常時介護者証明書が必要な場合は市福祉事務所、町役場等にイ、ウ、オ、カの書類を提示して交付申請してください。  
 4 アの申請書は押印が必要なので申請される際は印鑑を御持参ください。

## 減免申請の手続き等

区分	申請書の提出先	提出期限	減免対象税目（減免額）
自動車を取得した場合	㊦ 自動車会議所内 福井県税事務所分室	登録の日から 一か月以内 (注3参照)	自動車税（登録月の翌月から月割により 計算した額）および自動車取得税
自動車を所有している場合	㊩ 福井県税事務所 または 嶺南振興局税務部	自動車税納期限まで (原則5月31日まで)	自動車税（全額）
申請期限以後に減免申請した場合	上記㊦または㊩	当該年度の 2月末	自動車税（申請した翌月分から月割減免）

- 注：1 減免の適用を受ける自動車は1人の身体障害者等について1台に限ります。  
現在すでに自動車税の減免を受けている者が新たな自動車について減免を受けようとする場合は、すでに減免を受けている自動車について抹消（廃車）登録がなされなければなりません。  
ただし、自動車取得税については移転（名義変更）登録された場合でも減免の対象となります。
- 2 自動車税は毎年4月1日現在の所有者に年額で課税されます。身体障害者等または生計同一者が、自動車を4月1日以後に移転または変更登録により取得された場合は、その年度分の自動車税は前所有者が納税義務者であるため、減免を受ける自動車税は翌年度分からとなります。  
ただし、自動車取得税は減免の対象となります。
- 3 自動車を取得した場合の申請期限は登録の日から一か月以内ですが、登録の日に減免申請しない場合はいったん自動車税および自動車取得税を全額納付する必要があります。なお、自動車取得税については登録の日から一か月以内に申請がない場合は、減免の対象とはなりませんので御注意ください。

## 前年度から継続して申請する場合

前年度において自動車税の減免を受けている方は、自動車税納税通知書とともに同封される自動車税減免継続申請書（ハガキ）に必要事項を記入押印し、福井県税事務所または嶺南振興局税務部に返送してください。（ハガキを返送していただければ、福井県税事務所または嶺南振興局税務部に来所していただく必要はありません。）

ただし、次の事項に変更がある場合については、新規の申請扱いとなりますので、申請期限（納期限）までに福井県税事務所または嶺南振興局税務部で手続きをしてください。

1. 身体障害者の等級等に変更がある場合
2. 減免対象自動車を変更する場合
3. 申請者（運転者）の住所、氏名に変更がある場合
4. 家族運転、常時介護者運転の運転者を変更する場合
5. 本人運転から家族（常時介護者）運転に、または家族（常時介護者）運転から本人運転に変更する場合
6. 申請期限後に減免申請する場合

※ 前年度において自動車税の減免を受けている方で、自動車税減免継続申請書（ハガキ）が届いていない場合は、福井県税事務所または嶺南振興局税務部にお問い合わせください。

## その他の減免

車いす移動車等（身体障害者等の方の使用のために構造が変更されている自動車）については、一定の要件を満たす場合に、申請により自動車税および自動車取得税を減免しています。

### ○減免の要件および申請に必要な書類

所有者	要件	申請に必要な添付書類
個人 (自家用)	所有者または同一生計である身体障害者等の方が日常生活において車いす（車いす移動車の場合）を必要とすること。	① 自動車検査証（車検証）写し ② 住民票謄本または同一生計を証明する書類 ③ 所有者または同一生計の身体障害者等の方が車いすを必要とすることの証明書 （医療機関の車いす使用証明書 介護施設・福祉施設等の車いす使用証明書 等）
	所有者と身体障害者等の方が同一生計でない場合、車いす移動車等が週3回以上身体障害者等の方のために使用されること。	① 自動車検査証（車検証）写し ② 車いすを必要とする身体障害者等の方のために車いす移動車等が週3回以上使用されることの証明書 （介護施設・福祉施設等の車いす使用証明書 等）
法人 または 個人 (事業用)	事業において車いす移動車等が身体障害者等の方のために使用されること。	① 自動車検査証（車検証）写し ② 定款、寄付行為等 ③ 使用計画書等

## お問い合わせ

名 称	所 在 地	電話番号	管 轄 地 域
福 井 県 税 事 務 所	〒910-8555 福井市松本3丁目16-10	0776-21-0010	嶺北の各市町
嶺 南 振 興 局 税 務 部	〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101	0770-56-2223	嶺南の各市町
自動車会議所内福井県税事務所分室	〒918-8023 福井市西谷1丁目1401（自動車会館内）	0776-35-6940	

(注) 登録時の自動車税・自動車取得税の減免については、自動車会議所内福井県税事務所分室にお問い合わせください。